

平成26年9月29日

午後2時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

3番	鈴木みどり	4番	那須英二
----	-------	----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪真士
会計管理者兼 会計課長	服部誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	平野進	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	佐野 隆
農政課長	安井 耕史	商工観光課長	羽飼 和彦
都市計画課長	大野 勝貴	学校教育課長	立松 則明
生涯学習課長	半田 安利	図書館長	奥田 和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤 邦夫	書記	浅野 克教
書記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第31号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第4 議案第32号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について
- 日程第5 議案第33号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第34号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第35号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第36号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
- 日程第9 議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第38号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第39号 平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第40号 平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第41号 平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第42号 平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第15 認定第1号 平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第19 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

(追加提案)

- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第24 発議第4号 弥富市議会会議規則の一部改正について
- 日程第25 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第26 発議第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第27 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2 時 00 分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第 88 条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第 2 諸般の報告

○議長（佐藤高清君） 日程第 2、諸般の報告をします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 6 項の規定により、弥富市長から、弥富市新型インフルエンザ等対策行動計画が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしく申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 議案第 31 号 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第 4 議案第 32 号 弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

日程第 5 議案第 33 号 弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 6 議案第 34 号 弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 7 議案第 35 号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第 8 議案第 36 号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第 9 議案第 37 号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 38 号 平成 26 年度弥富市一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 11 議案第 39 号 平成 26 年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 12 議案第 40 号 平成 26 年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 41 号 平成 26 年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 議案第 42 号 平成 26 年度弥富市一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 15 認定第 1 号 平成 25 年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第16 認定第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第3、議案第31号から日程第21、認定第7号まで、以上19件を一括議題とします。

本案19件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず、横井総務委員長、お願いします。

○総務委員長（横井昌明君） 総務委員会に付託されました議案第38号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）であります。

本委員会は、去る9月17日委員全員と委員外1名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、市側より議案に対する説明を受け、質疑に入りました。

職員健康管理事業の人間ドック及び健康診断にかかる補正額は何人分に相当するのかという質問に対し、市側より、臨時職員12人分を計上したものですとの回答がありました。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上、総務委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、三浦建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（三浦義光君） 建設経済委員会に付託されました案件は、議案第37号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について及び議案第42号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）の2件であります。本委員会は、去る9月12日に委員全員と委員外3名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第37号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正については、最初に市側より説明を受けました。

委員より、優遇制度が終了するとほかの自治体へ移動してしまうという事例を聞くが、どのように考えているかとの質問に対し、市側より、現在のところ当市ではそのような事例は

ありません。今後進出する企業に対しても十分協議をしながら進めていくとの説明がありました。

また、企業立地を求めていくなれば施策に示し、南部地区に高い土地づくりをするなどし、市全体のまちづくりを地域住民とコンセンサスを得ながら、企業立地の条件づくりの手だてを考えるべきではないかとの質問に対し、市側より、南部地区は湾岸の背後地として重要な土地である。企業誘致には安心・安全を考えると土地を相当かさ上げする必要があることは承知しており、粘り強く進めていくとの説明がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

次に、議案第42号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第3号）では、最初に市側より説明を受けました。委員より、相続税に対する税制改正を考えると、早期に事業認可を受け、事業を進めていくことが事業実現につながるのではないかとの質問に対し、市側より、今回の補正は測量委託に対するもので一步前進するものであると考えているが、地権者もこれだけでは安心できないことは承知しており、認可について県に対し、改めて伝えていきますとの説明がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、山口厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（山口敏子君） 厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第31号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを初め10件です。本委員会は、去る9月16日に委員全員と委員外2名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案第31号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第32号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について、議案第33号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第34号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第35号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第36号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正についてまで、以上6件までは、委員より、議案第33号、34号に対して、今回の制定は全国的流れとして待機児童の解消をすることを狙ったものであると考えるが、当市では待機児童がない現状においてどのように考えているか

との質問に対して、市側より、市としてはあるべき姿はAタイプが望ましいと考えているが、国の制度としては、違反していなければ認めていかざるを得ないとの回答がありました。

また、民間が運営の維持を考えると、人件費や食料費というリスクの高いものを削減することになり、質が落ちることになることにつながるのではないかととの質問に対して、市側より、新制度になった場合でも給付措置として施設型給付費が措置されるとの回答がありました。

さらに、小規模保育や家庭的保育の需要の見込みについて、また現在、民間の参入計画はあるかとの質問に対して、市側より、需要見込みに関しては9月1日時点で市の保育施設の定員は1,380名である。さらに、新白鳥保育所完成後には、定員を40名増員の予定です。現在の入所児童は1,100名程度であることを踏まえると、小規模保育がふえるとは考えません。また、今のところ民間の参入計画はありませんとの回答がありました。

ほかでは、この制度を市民にどのように周知していくかとの質問に対して、市側より、広報を活用していくと回答がありました。

討論では、市は慎重に対応していくと言うが、今回の制度は規制緩和をすることでさまざまな不安が残ることから賛同できないとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第31号中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第32号弥富市母子家庭等医療費支給条例の一部改正について、議案第35号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び議案第36号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正については、全員賛成で原案を了承いたしました。

議案第33号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第34号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、これは採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第38号平成26年度弥富市一般会計補正予算（第2号）、議案第39号平成26年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第40号平成26年度弥富市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第41号平成26年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）では、最初に市側より説明を受けました。委員より、支え合いセンターでの低所得者に対する補助が2分の1とあるが、低所得者の基準とはという質問に対して、市側より、生活保護法による被保護世帯または市民税の非課税世帯のことですとの回答がありました。

委員より、障害者手当等について返還金があるがどこに返還するのか、また返還が生じる理由はという質問に対して、市側より、返還先は国及び県である。基準となる障がい者の人数が前年度の数值により支給されるためであるとの回答がありました。

以上のような質疑がありましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に、横井決算特別委員長、お願いします。

○決算特別委員長（横井昌明君） 決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について初め7件であります。本特別委員会は、去る9月22日午前9時30分より、委員全員と委員外6名の出席により開催しました。当日は総務部、開発部、民生部、教育部の順でそれぞれ所管する一般会計及び特別会計について審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

最初に、総務部について、委員より、臨時財政対策債等で7億324万円計上されているが、実際は1億円ほどしか交付税は入ってこないというふうに理解してよろしいかとの質問に、市側より、基準財政需要額はさまざまな要素に基づき積算するが、全て算入されるか否かについては基準財政収入額との兼ね合いがあり、需要額に算定されても実際入らない場合がありますとの答弁がありました。

また委員より、さまざまな事業を計上する上で基準財政需要額に算入されているから安心ということではなく、実際には入らないことを念頭に置いて事業計画を検討しているのかとの質問に、市側より、臨時財政対策債の元利償還金が100%基準財政需要額に算入されるということで、臨時財政対策債で基準財政需要額に算入された部分と元利償還金に関してほぼ乖離はありません。結果として、現実には基準財政需要額に算入されているのは間違いないという捉え方は可能であるとの答弁でありました。

さらに委員から、将来の財政計画を考える上において現状の仕組みを踏まえるべきではないかとの質問に、市側より、当市の財政力指数は0.98という、現状では歳入から歳出を引くと1以下であり、臨時財政対策債に負うところが大きいと考えており、今後はどのような交付税措置がなされていくか注視しながら、財政の健全化を図っていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

ほかの委員からは、特別とん譲与税の過去5年の推移及び市の直近の配分率についての質問に、市側より、平成20年度から順に1億2,925万2,433円、1億2,185万1,304円、1億2,605万5,417円、1億4,155万9,910円、1億3,444万266円、平成25年度が1億3,873万3,595円である。平成25年度の配分率は12.21%であるとの回答がありました。その上、特別とん譲与税の性格から、まちの発展に有効活用すべきであるが市長の考えはどの質問に、目的税ではないので一般財源として活用していきたいとの回答でありました。

ほかに、現年課税分について、収納率を上げるため軽自動車税のコンビニ納付を実施したが、どのように分析しているかとの質問に、市側は、ほかの市税と比較するに現年分での差

はないと考えているが、滞納繰越分に顕著に差があると実感しています。なお、納税者から納める手段がふえ、納めやすくなったという意見もあり、効果があったと分析しているという回答でありました。

続きまして開発部の審査では、委員から、集落排水事業は総事業費は114億8,100万余りです。計画人口でいくと、1人当たり89万9,000円程度だが、供用開始の実人口では、1人当たり146万7,000円という費用が発生している。私の試算によると、完成した際の費用は年平均4億2,000万円程度になり、完成後の収入は9,200万円程度と見込んだ場合、結果、毎年3億2,800万円程度の赤字が発生すると考えるが、この試算は現実に即したものであるかという質問に、市側からは、財政計画は見込み収入と運営費に関し100%接続率という条件のもとで、一般会計からの繰り出しは約4,500万円程度である。その中には維持管理費も見込んであるが、平成27年度国の支援において施設整備の機能強化として、調査を実施する計画です。その結果に基づき、28年度より補助金を活用し施設等の補修を行い、維持管理費のコストの縮小を考えているとの回答がありました。

ほかの委員からは、土地改良事業に対し、工事に関しては市施行と土地改良区施行の区分基準はありますかとの質問に、年2回土地改良区と事業計画の打ち合わせを行い決定しているとの回答があり、さらに土地改良区が行う事業を全て市が行った場合、国や県からの補助金で支障が生じることはあるのかとの質問に、市側からは、事業費に関する補助は土地改良でないで交付されないということを聞くと、補助率も異なり、市で行った場合の負担は相当なものになる。土地改良区の合併に際しても支障になるおそれがある。合併することにより補助金の交付対象から外れてしまう可能性がある。このことは協議が進んだ段階でお伝えしたいという回答がありました。

午後からは、民生部、教育部についての審査を行いました。

民生部では、委員から、高齢者の割合が高くなるにつれ医療費が膨らむ結果から、繰入金を目安に1億7,000万円程度とし、一方で国民健康保険税は値下げをせずこのままでいくこと、さらに基金をしていきたいという考えであった。平成23年度に値上げをした当時とは状況も変わっており、市民に無理な負担を強いることのないよう制度の修正をしてはどうかとの質問に対し、市側からは、国民健康保険事業をスムーズに運営する上で、法定外の一般会計からの繰り入れを実施しているのが現状である。来年度からは、国保運営が市町村単位から都道府県単位に改正されようとしており、その中で考えていかなければならないことがあると思っている。市としては、国保運営がスムーズに進むよう財政負担をしていくと同時に、国の国保運営に対するあり方も注視していきたいとの回答がありました。

さらに、先日、海南病院院長との意見交換会で、2回目の医療崩壊が始まったと院長の発言がありました。利用者には、大病院、中小病院などを選択させ、地域の医療体制を確立し

ていく方向性が示されているが、現実には必ずしもそうではない。行政がイニシアチブを発揮し、健康保険の範囲で受診できるようにしていくべきではないかとの質問に対し、市側からは、現在、海部医療圏の中で基幹病院を中心としてどのように進めていくか、また行っていくかを協議しており、その中で市として役割を担っていくとの回答がありました。

ほかでは、限られた年金収入では、満足な医療が受けられない現状を耳にする。やはり往診制度も含め、健康保険の範囲で必要な医療が受けられる仕組みを要請してほしいがとの質問では、10年先を見据えた地域包括の考え方が高齢者社会の中で今後一層高まっていくと考えている。総合病院と開業医や介護施設、さらには回復リハビリテーションとの関係が高まる。そうした取り組みの中で、医療費が高騰することにつながってはいけない。所得格差があるが、現状では保険の適用範囲内をお願いしていかなければならないと考える。地域包括ケアシステムには賛同するが、進めていく中で医療費の高騰につながるようなことのないように運営協議会でしっかり発言していくとの回答がありました。

最後に教育部では、学校間格差がますます大きくなっている現状で、25年度中にトイレやシャワー室といった学校生活が改善された学校はどこかとの質問に、昨年度も各学校においてトイレばかりではなく、防犯面を中心に各学校の改善を図っております。トイレの洋式化は、一部で実施してまいりましたが、保健室のシャワーはできておりません。トイレの洋式化につきましては、学校間でかなり差があることは承知しており、国庫補助事業を活用し順次改善していく考えですとの回答がありました。

さらに、家庭のトイレはほとんどが洋式化になっており、なれた方法でないと排便に支障を来し、我慢しているという話を耳にする。健康にかかわる問題なので早急に改善をお願いしたいがとの質問に、市側からは、教育委員会では市総合計画の後期計画の中で、学校のトイレ洋式化についてはスケジュールを作成しています。お示しした計画を少しでも前倒しできるよう検討していきたいと思っているとの回答がありました。

以上のような質疑の後、認定1号から認定7号までの7件について討論が行われました。

認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について、認定第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員より反対討論がありました。

次に採決では、1件ずつ採決し、認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案を了承しました。

認定第2号平成25年度弥富市土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で原案を了承しました。

認定第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多

数で原案を了承しました。

認定第4号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第5号平成25年度弥富市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、全員賛成で原案を了承しました。

認定第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で原案を了承しました。

以上で決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず、那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 今回、議案第33号弥富市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてと、議案第34号弥富市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対討論を行いたいと思います。

この間、この議会中でも議案質疑や委員会ですさまざまな質問をさせていただきました。今ある国からの待機児童解消にという名目の、これは保育の規制緩和の流れでこうした条例が出てきているものと考えます。

子供たちの生活や、保育、教育環境の悪化、保育事故の増加も懸念されるという、私はそういうふうと考えております。特に三つ子の魂百までということで、今の成長過程は本当に子供にとっては大切なものであり、保育所は子供の命を守る、教育する専門家であらなければならない。こうした専門性を高める条件整備こそ今こそ必要であるのに対して、それと全くの逆行している、こうした流れには私はかなり不安を抱いております。

そして、当市においては、御存じのとおり待機児童もない、こうした状況の中で、子育てにどんどん力を入れて多くの子育て世代の皆さん方が定住し、安定した税収にもつながっている、今のいい環境の弥富の中でこうした規制緩和を行っていく流れについて、やはり必要であるとは私はどうしても思いません。

質問させていただいた中で、市長は、保育料を家庭に負担がふえないようにという答弁がありました。これについて本当に頼もしい御意見でございました。しかし、こうした規制緩和の中で民間の事業を認めていく中で、追加料金という形でオプションとして、それとは別個で徴収される可能性も出てきます。

そして、今回のA、B、Cという基準の中で、Aは今までどおり保育士が基本的には子供

の子育て、面倒を見るということになります。Bに至っては保育士資格があるものは半分でいい、Cに至ってはどちらでもいい。Cに至っては少人数でございませけれども、その基準を市側としてはAが望ましいという回答でございましたが、ところがその一方では、市側からは決定権がなく業者の選択となってきます。

さらに言えば、研修を受けなければ保育従事者にはなれないんですけれども、その研修は、じゃあ一体何日やるのか、どんな内容なのか、これもまたいまだに決まっていない不透明な状態でございます。

そんな中で、さまざまな各県の保育事故、前例があるものの多くはそうした保育者資格のないものがたくさんで、そのリスクは有資格者と無資格者のリスクで考えると45倍の開きがあるという統計もございます。このような状況で、安易にこうした規制緩和を認められるものではありません。特に、乳幼児に至っては命にかかわる大変なことであり、安心して預けられる環境を整備すべきことであり、その基準を緩和していくものについては賛同できませんので、皆さん慎重な採決をお願いいたします。

以上で討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 次に、三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私はただいま上程されている議案のうち、まず最初に、議案第37号 弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、反対討論をいたします。

この条例は、ことしで期限切れになりまして、新しい条例をこの後継ぎの条例として設定するものでありますが、現条例は、名古屋臨海工業地帯や県の企業局の用地に立地をする3,000平方メートル以上の用地を持つ企業に対して、固定資産税を5年間で4年分奨励金として交付するという条例でございませけれども、既にこの間に約19億8,000万円の奨励金を交付したか、または今後交付することを予定しております。

さらに、来年度から適用されますが、現在の条例の仕組みで建設中の工場がございませけれども、これはさきにこの議場でも、現在この企業が交付を受けている工場と同規模の投資を行っているというふうに考えているという報告がございましたが、もし、ほぼ同額の投資が行われるとするならば、日本でも有数の超一流企業に対して、現在と今後建設して5年、これは5年間対象になるわけでございますが、4年分の固定資産税を奨励金として交付をするということから、12億円を上回る奨励金が交付されることが考えられます。これは、旧条例による交付総額の45%を超える額を、今申し上げましたような巨大企業に交付をするものでございませけれども。

もともと、さきにも私、法人税の問題で申し上げたことがございませけれども、今こうした連結決算などを行っております巨大法人は、法人税の所得で地方税相当分としての法人税割というのがございませけれども、表面税率を大幅に下回って、特に連結決算をしているような巨大法人

につきましては、地方税、国に治める双方の法人税、所得割分で13%台しか利益に対して税金を納めていないということが、さきの国会で我が党の国会議員団が国税庁に資本金別などの実際の実効税率の状況の報告を受けて、それに基づいてつくった資料の中でも明らかにされておりますが、そういうところに、さらにそのような巨大な事実上の減税をしていくということが、本当に地域の雇用や地域の発展に効果があるかということだと思いますと、総務省は余りそれは効果のないことで、やはり企業が本当に立地をしていくのは、そこで生産やあるいは需要が見込まれる、そういうことが前提だったり、弥富の臨海工業地帯の場合は、輸出企業なんかにとっては極めて向こうからお願いして出てくるようなところでございますし、当然旧弥富町などの従来の企業はほとんど参加をすることができないようなところでございますので、結果的に固定資産税などは最終的にはふえるかもしれませんが、やはり今、中小企業は本当に税金も払えないような深刻な状態に陥っており、実際に地域経済や雇用を支えている土台のところできく崩れている中で、こうした状態を続けてきたことは、やはり私は問題だというふうに従来から指摘をしてまいりました。

今回は、それを用地では1万平方メートル、ないしは3,000平方メートル以上拡大して1万平方メートル以上になる企業にするとか、さらに、従来今言ったように5年間で4年分の固定資産税というふうにしておりましたが、土地の部分については対象にしないと、それから1社について年間1億円を限度といたしまして、3年間で1年半分の減税をするというふうに縮小はされておりますが、現在の中小企業が置かれている深刻な状況を考えたり、あるいは既に国でも法律が改正をされまして5人以下の小規模事業所に対して特別な手だてを市町村がとって支援をするというようなことが法律でも定められておりますが、こうした問題でもほとんどまだ未着手であります。

こうした特定企業、とりわけ超一流企業に支援をするような仕組みは、やはり改めて地域の中小企業や雇用が本当に安定する仕組みに使っていくことを強く求めて、本件には反対をさせていただきます。

続きまして、決算認定関係の、認定第1号平成25年度弥富市一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、それから認定第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、それから認定第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてにまとめて反対討論させていただきます。

今議会の市当局と私ども日本共産党議員団との議論を通じまして、子育て支援の中心課題の一つとして、那須議員の質問に対し、保育料は新年度も負担がふえないようにしていくという市長の答弁もございましたし、私の庶民増税や社会保険料、健康保険以外の多大な医療や介護の負担増、市の税収を支えてきてくれた市街化区域農地等抱える農家の皆さんや、子

育て世代の皆さんなどが、今特別な御苦勞をされているということについて、基本的に認識を共有するものであるという立場の市長の答弁もございました。

さらに、精神障害者福祉手帳1、2級の所持者に対しては、これまでは精神の障がいのみの医療費の支援でございましたが、その他の健康保険の対象になる自己負担分の医療費の支援を新年度から行って無料にすることや、現在の経済状況のもとでは都市計画税を課税しない意向であることなど、あるいはまた、医療や介護に苦しんでいる人々に対して、国と市の方針をどう同調させていくか、自治の責任が試されているという趣旨の市長答弁もございました。

こうした市民の暮らしの現状に根差した市政の前進のために払われる努力には敬意をあらわして、協力を私どもとしては惜しまないものであります。一方で市長は、社会保障費のためには消費税も必要、企業に減税して国際競争力を強めることも必要という認識も議会で表明しております。

平成25年度で基本的に終了いたしました旧弥富町と十四山地域の7地域の集落排水事業は、総事業費、先ほども決算特別委員長から報告ございましたが114億8,100万円、計画時には1人当たり89万9,000円と説明されておりましたが、実際の実人口では1人当たり、既に終了したこの事業で146万7,000円が建設費として使われており、想定した収入は、ほぼ100%接続しても50%台の見通しです。借入金1人当たり32万2,000円余り、借金の元金の支払いや施設の更新は、予想される水量から考えますと1立方メートル当たり427円ほど、維持管理費は現状から見て全部接続した状況のもとでも約178円程度、支払利息は54円、人件費や事務費を除いても、それだけでも659円ほどの費用負担が考えられます。

海部南部水道は、人件費を含む水道水の原価が1立方メートル200円、そして208円で皆さんに使っていただいて、それでも愛知県で一番高い水道料と言われておりますが、その3倍、4倍となるような負担が想定されるにもかかわらず、どれだけの将来負担が発生するか、市としてどう対応していくかは、似たような負担構造となっております公共下水道事業特別会計でも同じでございますが、計画時の前町・市政時代から現在に至るも、一度も議会にも市民にも明らかにされておりません。

先ほどの決算特別委員長の報告でも、今実際に繰り入れているお金についての説明はございましたが、もともとこうした特別会計、特に下水道というような長期の償還あるいは施設の更新を絶えず繰り返さなければならない事業につきましては、当然どの程度の将来負担が発生するか、そして誰がこれを負担するかということを絶えず明らかにしながら計画を進めていかなければ、少子・高齢化に向かう人口減少社会を前にいたしまして、本当に計画時には1人80万だとかそんな程度だと言っていたのが、実際には終了してみたら1人当たり百四十数万円ということでは、到底通常の料金や行政の負担で負担し切れるものではないこと

は、どなたが考えても明らかなことでございます。

私どもといたしましては、今弥富市が直面しているさまざまな課題がございます。国、先ほども地方交付税の関係の説明が、少し決算特別委員長から御報告がございましたが、弥富の財政力指数は98%というふうにたしかお話があったと思いますが、これは臨時財政対策債に、要するに本来は交付税で負担する分が足りないから、臨時財政対策債として弥富市が借りてもらおうと。将来返す費用は国が、返済費用やね、元金含めて見ていきますよという形になっておりますが、その分を除いたもので、本来はその分も含めての財政力指数だと90%ぐらいになると思っております。それが98%と言われているが、ほとんど1に近いような錯覚を持っておりますが、実際にはそういう状況。

しかも、これはこの間の議論の中で皆さんに申し上げましたように、今愛知県下でもトヨタを初めとする巨大法人が、なかなか税金払わんでもいい仕組みに置かれていることから、極端なところは平成18年以前の3年間の平均と平成24年までの3年間の平均で財政力指数は0.7を超えて下がった。1.81が1.11になったとかですね、豊田市でも0.5減っているとか、こんなところがあって、実際に財政力指数が平成18年までの3年間で24年度までの3年間で減っていないのは、私の手元に38市のうち36市の資料がありますが、それで見ますと弥富市だけ。弥富市0.01%ふえていますね。そのほかに名古屋市だけで、あとはみんな減っている。

しかも、さっき言ったように大幅に減っているところもあるというような状況のもとで、みんないろいろな御苦勞をしておりますし、とりわけ、日々の暮らしのための予算や従来の借金の返済などのために、どんどん実際に必要な学校の建設投資だとか改修だとか、そういうものもなかなか思うように任せない状態が広がっております。

こうした中で、私は今、弥富市の行政、財政にとって喫緊の課題は、今申し上げたような、おおよそそういう事業として考えたときに、放置できない重大な問題が2代の町・市政にわたって、実際の事業着手計画でいいますと、14年ごろから着手でございますから、いまだに明らかにされずに来ているということは、非常に私は市民にとって不幸なことでありますし、これは服部市長が始められたことではありませんが、それにいたしましても、既に2期が終了しようとし、3期目に挑戦されるということも6月議会で表明されております。そういうことを考えますと、これほど大きな将来負担が、実際にどの程度住民や市に負担となるかということをお明らかにすることは、私は市民に向き合う誠実な態度の一番基本になることだというふうに考えざるを得ません。

そして、もう一方でやはり弥富市では防災、それから全国どの市町でもそうですが、福祉や暮らしを本当にどうしていくか、市長も介護保険なんかの問題、医療や介護の問題が非常に深刻な事態になっておって、国の施策と市の施策をどう同調させていくかということが非常に大きな課題で、これは自治が試される、そういう課題だという認識も示されましたが、

やはりそういう一番根源は私は財政問題、事業計画だと思います。

それを考えますと、ぜひそれはそれなりに大きい問題ですから、単純にわかった、1カ月でやりましょうとかというふうにならないことも私も承知をしておりますが、それにしても市民にどういう将来負担があるか、そういうことを最優先で明らかにしながら、防災と暮らしの応援ということを中心にしてしっかりと事業計画を進めていただく。

今、運動広場の計画に13億円だとか、あるいは庁舎の問題だとか、庁舎は防災も兼ねた問題もありますから単純に申し上げませんが、あるいは国道1号線の周辺に市街化区域をさらに拡張するという構想も進められております。

しかし、この問題は、弥富におけます今人口増加よりもはるかに賃貸住宅などの建設がたくさん進んでいるということから、本当にそういう人たちの生業の生き死にかかっているような問題の中で、今弥富の課題が発生しております。

したがって、賃貸住宅の皆さんを脅かすような、競合するような計画ではなくて、あるいはまた、市街化区域に編入されれば、今1,000平方メートル当たり、平成28年度からは16万円を超えるような固定資産税がかかるとか、相続税評価が大幅に上がるとかという深刻な問題もあります。

こうした市全体のバランスもしっかり見据えた、市長が最初に市長職につかれたときに、特定政党の支援や推薦を受けずに、本当に市民の立場で市民に役立つ市役所にしていくということで、よく市民の皆さんのところも訪問されたり、そして意見も聞きながら努力をされたことを私は覚えておりますが、そうした初心に戻られまして、ぜひ今求められているこの課題を正面から解決するための努力を強く求めまして、現在のような棚上げをしたやり方は一日も早く改善することを強く要請をいたしまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（佐藤高清君） 平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 私は、議案第37号弥富市企業立地の促進に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論させていただきます。

本市は指定地域に企業の立地を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、市の発展に寄与することを目的として、平成21年3月に弥富市企業立地の促進に関する条例が改正され、今日に至っております。その間、本市は市の税収アップと雇用促進を目指し、楠、富浜、上野といったいわゆる西部臨海工業地内において企業誘致を有利に進め、川崎重工、イケア、名古屋ユナイテッドコンテナターミナルといった優良企業の誘致に成功し、25年度においてはこの3社だけで約5億8,000万円、その他交付奨励金を出していた企業を合わせると、全体で約8億円強の固定資産税をいただくこ

とになりました。

企業立地奨励金の対象企業19社に対して、最高で約3億7,000万円ほど交付していた企業立地奨励金も、来年度は約1億3,300万円、28年度は約3,100万円、29年度は約3,100万円、そして30年度にはゼロとなる予定でありましたが、川崎重工の工場増設により、現在の条例による最後の奨励金交付が川崎重工1社のみで、28年度より5年間行われることになりました。合併算定がえによる地方交付税の減額、そして社会保障費の増加等により、本市を取り巻く財政の環境はますます厳しさを増すばかりであります。

したがって、本市としてはさらなる企業誘致を推進し、固定資産税の増収及び弥富市民の雇用の創出を考えなければなりません。そのためには、今回条例改正を行い、港に近いという地の利を生かして、より儉約型の条例にして他の自治体に負けぬよう企業誘致を進めるべきだと思います。

私は、今回の条例改正において評価できる点が2点あると思います。

1点目は、対象区域を制限せず市内全域としたことであります。業種の制約はあるものの、参入する企業の立地エリアの選択肢を広げたこと、そして地権者にとっては有効な土地利用を行うことにより収入をアップするとともに、本市にとっては税収増につながることを。

2点目は、奨励金の交付額を減らし、市の財政への負担を減らしたことだと思います。現在の条例と改正後の条例で奨励金の交付額を同一条件のもとで比較しますと、私の私案では条例を改正することにより約38%交付額が減ります。さらに改正条例におきましては、土地の部分においては交付金の対象とはなりませんので、さらなる奨励金の軽減となります。平成25年度決算においては、市税収入は対前年比4%増の77億8,473万2,000円で過去最低となりました。しかし、市全体の歳入においては、地方交付税を初めとするいわゆる依存財源が歳入減となり、本市の歳入としては、前年度に比べ約14億4,000万円の減となっております。

このようなことから、自主財源の安定確保を目指さなくてはなりません。平成33年に合併算定がえによる地方交付税が減収となる先を見据え、自主財源確保のための施策として重要であると思います。

いずれにせよ、今や自治体間においては企業の誘致合戦であります。ただ待っているだけでは企業は来てくれません。トップセールスはもちろんのこと、改正条例のもと、PR活動を行い、さらなる企業誘致を目指すべきだと思います。賛成討論といたします。

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

議案第31号及び議案第32号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号及び議案第32号の2件は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第33号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号及び議案第36号の2件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号及び議案第36号の2件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第37号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号から議案第42号までの5件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第38号から議案第42号までの5件は、原案どおり可決されました。

次に、認定第1号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第2号は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第4号及び認定第5号の2件は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第4号及び認定第5号の2件は、原案どおり認定されました。

認定第6号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

認定第7号は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時05分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第23 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第22、諮問第2号及び日程第23、諮問第3号までの以上2件を一括議題とします。

服部市長に、推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどは、当9月議会で議案として提案させていただきました各議案に対し、御承認をいただきましてありがとうございました。高い席ではございますけれども、感謝いたします。

なお、本日提案し御審議いただきますのは、諮問2件でございます。その概要につきまして御説明を申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、福田正美氏が平成26年12月31日任

期満了のため、その後任の候補者として、弥富市西末広三丁目47番地3、伊藤敏之氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、花井功氏が平成26年12月31日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市鎌島二丁目36番地、飯田一氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 諮問第2号及び諮問第3号は、市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 発議第4号 弥富市議会会議規則の一部改正について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第24、発議第4号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第4号弥富市議会会議規則の一部改正につきまして、提案理由を申し上げます。

この案を提出いたしますのは、地方自治法第100条第12項の規定によりまず協議または調整を行うための場を設けるために必要があるからであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発議第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について

日程第26 発議第6号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

日程第27 発議第7号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） この際、日程第25、発議第5号から日程第27、発議第7号まで、以上3件を一括議題とします。

本案3件は議員提案ですので、提出者の堀岡敏喜議員に提案理由の説明を求めます。  
堀岡議員。

○10番（堀岡敏喜君） 発議第5号から発議第7号まで、3件の意見書の提出につきまして提案理由を申し上げます。

発議第5号定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書は、平成27年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう、国に対し強く要望するものであります。

発議第6号愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても国から財政措置がなされる国基準単価を土台に、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる施策を実施するよう、愛知県に対し要望するものであります。

発議第7号国の私学助成の増額と拡充に関する意見書は、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、あわせて私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう、国に対し強く要望するものであります。

以上のこの意見書3件につきましては、それぞれ関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

発議第5号から発議第7号までの3件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、本案3件は原案どおり可決されましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議員派遣について

○議長（佐藤高君） 日程第28、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

本案は、会議規則第166条の規定により、お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高君） 日程第29、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成26年第3回弥富市議会定例会を閉会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時24分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤高君

同 議員 鈴木 みどり

同 議員 那 須 英 二